

種苗法施行規則の一部を改正する省令の概要

令和3年6月
農林水産省
食料産業局知的財産課

1 改正の趣旨

種苗法（平成10年法律第83号。以下「法」という。）第2条第7項において、農林水産大臣は農林水産省令で定める区分ごとに農林水産植物（以下「植物」という。）について品種登録の審査の指標となる重要な形質を定めることとしている。種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号。以下「規則」という。）別表第一は、その区分及びこれに属する農林水産植物を定めている。

また、法第5条第1項において、品種登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、品種登録出願に係る品種の属する「植物の種類」等を記載した願書を提出することとしている。当該「植物の種類」は、規則第5条に基づき、規則別表第二において定められた学名及び和名を記載することとされている。

今般、出願品種の品種登録特性審査に対応するため、規則別表第一の「植物の区分」及び別表第2の「植物の種類」の追加等を行う。

2 改正の内容

（1）植物について定める区分の追加等（規則別表第一関係）

新たに重要な形質を定める必要がある植物の種類に係る区分及び各区分に属する植物の追加や植物の変更等の改正を行う。

（2）出願品種の属する植物の種類の追加等（規則別表第二関係）

今般、新たな植物の品種登録出願があったこと等に対応するため、植物を新たに追加するほか、既に規定されている植物の学名又は和名の変更等の改正を行う。

3 施行日

令和3年6月10日